

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

平成25年4月1日から、公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

また、消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,850,000	0	0	3,850,000
特定預金(普通預金)	294,068	329	0	294,397
合 計	4,144,068	329	0	4,144,397

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	3,850,000	0	3,850,000	0
基本財産引当預金	294,397	0	294,397	0
合 計	4,144,397	0	4,144,397	0

4 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表の記載区分
受取研修事業補助金	山口県	0	233,000	233,000	0	—

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表の注記「2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。